# 債権差押命令手続の流れ



#### 債権差押の申立て

↓ (書類審査)

#### 差押命令

#### **差押命令正本送付**(第三債務者,債務者)

(※「債務者」とは相手方のことです。「第三債務者」とは 相手方が働いている会社とか、預金のある銀行等のこと です。)

#### **債権者へ通知**(「送達通知書」により,正本が第三債務者と債務

者に届いたかどうかを裁判所からあなたにお知らせします。)

## 第三債務者が陳述書を裁判所に返送

(あなたにも裁判所から送ります。)

#### 差押債権がある場合

(預金の残高があった, 給料をもらって働いているなど)

#### 差押債権がない場合

(預金の残高がない, 職場を辞めていたなど)

### 債権者があなた1人 の場合

債権者があなた以外 にもいた場合

## 第三債務者が 供託したとき

裁判所で 弁済金交付手続

# 第 三 債 務 者 が 供託しなかった とき

取立

# 第三債務者供託

裁判所で 配当等手続

取下げ

裁判所に取立届を提出

## 債権差押Q&A



#### 取立てについて

- Q 「いつから差し押さえたお金をもらうことができますか?」
  - A 送達通知書に書かれている「債務者に対する送達日」から1週間を過ぎると、第三債務者から差し押さえた給料等をもらうことができます。(例えば送達日が8月1日であれば、8月2日から1週間目は8月8日であり、差し押さえた給料等をもらうことができる日は8月9日からです。)
- Q 「どのようにしてお金を受け取ればよいのですか?」
  - A 第三債務者から差し押さえた給料等を受け取るには、あなたが自分で第三債務者に連絡をして、その支払い方法について相談してください。

(例えば送達通知書と差押命令正本を第三債務者に見せて,振込又は送金を依頼するなど。振込手数料や送金費用はあなたの負担になります。)

第三債務者から差し押さえた給料等を受け取ったときは、「取立届」を裁判所に提出してください。そのときの印鑑は、「債権差押命令申立書」と同じものを使用してください。 差押債権目録記載の債権を全額受け取ったときは、「取立完了届」を提出してください。

# その他について

- Q 「第三債務者の方が供託したときには、どのような手続でお 金を受け取ることができるのですか?」
  - A 差し押さえた給料等を第三債務者が法務局に供託したときは、あなたは自分でそれをもらうことはできません。裁判所が配当等の手続を行うことになります。その場合は裁判所からあなたに連絡があります。

- Q 「どういうときに取下書を提出する必要があるのですか?」
  - A 次のような場合には「取下書」を裁判所に提出してください。(印鑑は、申立書と同じものを使用してください。)取下げに必要な書類等は下記のとおりです。
    - (1) 第三債務者の陳述書に、差し押さえる債権がないという記載があり、あなたがそのことを争わないとき
    - (2) 受け取った金額は差押債権目録記載の金額に達しなかったが、 事実上取立てが完了したとき(あった預金を全部もらったとか 相手方である債務者がその職場を辞めてしまったとか)
    - (3) 債務者から支払いがあったり、話し合いの成立などで途中で取立てをやめるとき

取下書

取下書3通(債務者・第三債務者複数の場合はこれらの数十1通),80円切手(債務者・第三債務者の数)

- Q 「この手続はいつ終了するのですか?」
  - A あなたが請求した金額を全部受け取ることができ、取立完了届を 裁判所に提出したとき又は取下書の提出により事件は終了します。 裁判所の配当手続で、請求した金額を全部受け取ったときも同様で す。
- Q 「まだ請求した金額の全部を受け取っていないのですが、相 手方が転職してしまいました。次の職場でも差押えをしたい のですが、債務名義(調停調書正本等)を裁判所に提出した ままです。債務名義は返してもらえるのですか?」
  - A 残債権があれば債務名義の還付を求めることができます。債務名 義の還付申請は、できる限り取立完了届又は取下書と同時に提出し てください。取下書や債務名義還付申請の際に添付すべきものは下 記のとおりです。

債務名義還付申請書

還付申請書・請書1通,返信用封筒1枚 簡易書留・切手440円貼付) この他にご不明な点がある場合、下記までお問い合わせください 松江地方裁判所民事部(0852)23-1701(受付係または債権執行係)